

市・県民税の公的年金からの特別徴収（天引き）について

65歳以上の方の公的年金に係る市・県民税は、公的年金から特別徴収（天引き）されることとなります。

この制度は公的年金受給者の納税の利便性を図るため、平成21年10月から開始されました。

納税方法を変更する制度であり、年税額の算出方法には変更はありませんので、新たな税負担が生じるものではありません。

対象となる方 次の①～⑤のすべてに該当する方

- ①年金所得に係る市・県民税が課税されていること
- ②前年中に公的年金の支給を受けていること
- ③老齢基礎年金等の支給額が年18万円以上であること
- ④該当年度の4月1日現在で65歳以上であること
- ⑤朝霞市介護保険料が年金から特別徴収されていること

対象となる年金

老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金

※障害年金および遺族年金などの非課税の年金からは特別徴収されません。

※対象となる年金が複数ある場合には、介護保険料が特別徴収される年金と同じ年金が対象となります。

対象となる税金

国民年金・厚生年金・共済年金・起業年金などを含むすべての公的年金所得に係る所得割額及び均等割額です。

公的年金等以外の所得に対する税額がある場合、その税額については、従来どおり納付書や口座振替または給与からの特別徴収により納付してください。

特別徴収の時期

(1) 今年度から新たに特別徴収の対象となる方や特別徴収が再開される方

普通徴収（個人で納付）		特別徴収（公的年金からの天引き）		
1期（6月末）	2期（8月末）	10月	12月	2月
公的年金等に対する年 税額÷4	公的年金等に対する年 税額÷4	公的年金等に対する年 税額÷6	公的年金等に対する年 税額÷6	公的年金等に対する年 税額÷6
公的年金等に対する税額が60,000円の場合				
15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

年度前半は、第1期・第2期（公的年金等に対する年税額の4分の1ずつ）に普通徴収（納付書又は口座振替）により納付します。

年度後半は、10月・12月・2月（公的年金等に対する年税額の6分の1ずつ）に特別徴収されます。

(2) 前年度から継続して特別徴収の方

前年度特別徴収による仮徴収			当年度算出税額による本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
28年度の 公的年金等 に対する年 税額÷6	28年度の 公的年金等 に対する年 税額÷6	28年度の 公的年金等 に対する年 税額÷6	（本年度 の年税額 －仮徴収 額）÷3	（本年度 の年税額 －仮徴収 額）÷3	（本年度 の年税額 －仮徴収 額）÷3
公的年金等に対する税額が60,000円の場合					
9,000円	9,000円	9,000円	11,000円	11,000円	11,000円

特別徴収が中止される場合

- ①死亡した場合
- ②朝霞市介護保険料が公的年金から特別徴収されなくなった場合
- ③公的年金等に対する税額が非課税となった場合
- ④12月11日以降に税額が変更された場合
- ⑤1月1日から3月31日までに転出した場合

※その他、年金支払者からの報告により特別徴収を停止する場合があります。